

小竹町農業委員会第28回総会議事録

- 1 開催日時 平成28年12月9日 午後4時30分から
2 開催場所 小竹町役場2階 会議室

3 出席委員（7人）

| | | |
|---------|----|--------|
| 会長 | 1番 | 木原 剛 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 大安 美佐代 |
| 委員 | 3番 | 塔野 泰治 |
| | 4番 | 藤原 律子 |
| | 5番 | 白土 英信 |
| | 6番 | 本松 雄一郎 |
| | 7番 | 山本 晴敏 |

- 4 欠員 0人
欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議案第79号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

その他

- ・小竹町農業委員会委員の定数に関する条例の制定について
- ・平成28年度福岡県農業委員会研修大会について（1月20日）

6 農業委員会事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 笠 靖広 |
| 書記 | 有馬 健太郎 |
| 書記 | 松尾 政利 |
| 書記 | 谷口 留美 |

7 会議の概要

議長 小竹町農業委員会第28回総会を開会いたします。
本日の委員7名の出席があり総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

全委員 異議ありません。

議長 それでは、2番大安委員・3番塔野委員にお願いいたします。
会期は平成28年12月9日午後4時30分から会議終了までとします。
会議書記の指名を行います。
本日の会議書記には農業委員会事務局職員の笠靖広氏を指名いたします。

議長

それでは審議に入ります。日程第1議案第79号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局

1ページをお願いいたします。

議案第79号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について利用権設定申請者は、下記のとおりです。

申請者は、

出し手 [] 受け手 [] 土地は2筆です。

小竹町大字南良津 [] 地目 田 面積 769 平米

小竹町大字南良津 [] 地目 田 面積 459 平米

出し手 [] 受け手 [] 土地は1筆です。

小竹町大字南良津 [] 地目 田 面積 1,205 平米

出し手 [] 受け手 [] 土地は12筆です。

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 1,012 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 598 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 1,041 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 1,602 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 999 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 982 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 969 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 558 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 895 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 1,522 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 443 平米

小竹町大字勝野 [] 地目 田 面積 477 平米

出し手 [] 受け手 [] 土地は4筆です。

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 555 平米

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 975 平米

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 320 平米

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 1,984 平米

出し手 [] 受け手 [] 土地は6筆です。

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 1,365 平米

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 2,034 平米

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 1,560 平米

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 664 平米

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 647 平米

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 1,221 平米

出し手 [] 受け手 [] 土地は1筆です。

小竹町大字御徳 [] 地目 田 面積 2,244 平米

出し手 [] 受け手 [] 土地は10筆です。

小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 1,982 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 865 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 624 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 3 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 19 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 219 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 98 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 73 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 673 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 46 平米
出し手 [REDACTED] 受け手 [REDACTED] 土地は 2 筆です。
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 967 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 1,750 平米
出し手 [REDACTED] 受け手 [REDACTED] 土地は 1 筆です。
小竹町大字勝野 [REDACTED] 地目 田 面積 344 平米
出し手 [REDACTED] 受け手 [REDACTED] 土地は 4 筆です。
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 1,141 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 449 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 800 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 833 平米
出し手 [REDACTED] 受け手 [REDACTED] 土地は 2 筆です。
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 953 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 945 平米
出し手 [REDACTED] 受け手 [REDACTED] 土地は 5 筆です。
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 482 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 550 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 1,220 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 990 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 958 平米
出し手 [REDACTED] 受け手 [REDACTED] 土地は 7 筆です。
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 402 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 986 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 398 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 485 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 449 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 481 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 827 平米
出し手 [REDACTED] 受け手 [REDACTED] 土地は 6 筆です。
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 915 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 863 平米

小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 816 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 241 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 828 平米
小竹町大字赤地 [REDACTED] 地目 田 面積 971 平米
出し手 [REDACTED] 受け手 [REDACTED] 土地は 4 筆です。

小竹町大字勝野 [REDACTED] 地目 田 面積 1,299 平米
小竹町大字勝野 [REDACTED] 地目 田 面積 1,295 平米
小竹町大字勝野 [REDACTED] 地目 田 面積 1,185 平米
小竹町大字勝野 [REDACTED]

地目 田 面積 1,480 平米

議長 この案件についてご質問はありませんか。質問が無いようですので、当委員会としても利用集積を推進していますので本案を承認したいと思いますが良いでしょうか。

全委員 異議ありません。

議長 次にその他で、小竹町農業委員会委員の定数に関する条例の策定についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 農業委員会改正についてとなっている資料をご覧ください。

昨年度の農業委員会の研修で配られた物と同じですので参考にしてください。2ページをお願いします。

農業委員会の改革、今回の改正の目的としましては、

農地利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を強力にすすめていくために、現在は、必須業務として、農地法等によりその権限に属させた事項、転用などの業務があります。それ以外に、今までは任意業務として、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、この前農地パトロールに行った分ですが、実はこれが改革によりまして、任意業務から必須業務に位置づけられ、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進ということになりました。

3ページをご覧ください。

さらに農業委員の選出方法の変更ということで、

目的としては、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために、現在は、選挙制と市町村長の選任制、議会・農業団体、共済等からの推薦の併用でありましたが、ただし、全国的に実際に選挙が行われたのは1割のみ、兼業農家は選挙委員の4割、

改革の方向としましては、

- ・市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本のみとする。
- ・過半（過半数）を原則として認定農業者とする。
- ・農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。（学識経験者）
- ・女性・青年も積極的に登用する。

農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とする。小竹町については、最低7名は維持したいと思っております。

流れがどうなるかとしては、

市町村長は、推薦・公募を実施

情報整理、公表

推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成

市町村議会が同意

市町村長が任命となります。

今回、12月定例会に上程しております、今から議会で審議がされますけれども、小竹町農業委員会委員の定数に関する条例（案）について説明します。上程した、提案理由でございますけれども、先ほどの説明と重複することがあると思いますが、

農業委員会は、その主たる任務である担い手への農地等の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが重要で、そのことがより良く果たせるよう、農業委員会等に関する法律の改正が平成28年4月1日に施行されました。

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任できるよう、これまでの選挙性と選任制の併用から、農業者や農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦、それと別に公募による候補者を基に、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められました。

これに伴い、小竹町農業委員会委員の定数に関する条例を全部改正するものとしています。

次に内容を説明します。

第1条では、この条例の目的をということで、農業委員会等に関する法律の改正に基づき、定数を定めることを目的としています。

第2条では、小竹町農業委員会の委員の定数は、7人として、現在と同じでございます。

附則としまして、この条例は、交付の日から施行とし、

第2項では、この改正に伴う経過措置です。

農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律等に関連する場合の、委員の定数について書いています。

第3項では、小竹町特別職の非常勤職員の報酬支給条例の一部を次のように改正するとして、能率給について記載しています。

別表があると思いますが、現在、農業委員報酬（年額）は会長が138,800円委員が111,800円です。これに能率給として、予算の範囲内で町長が定める額ということで、

農業委員会による、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するために農地集積や遊休農地の解消等の活動、成果に応じた手当を基本的な報酬に上乘せをして支払う農地利用最適化交付金が創設されました。予算の範囲内で町長が定める額としています。

これは、農地パトロールであったり、いろいろな活動に対して支払われるもので、実績に応じて国の交付金を利用して支払われますけれども、これについては、議会の審議中ですので、こういう内容で定数条例の改正をしていることで確認をしてください。

この条例に伴いまして、小竹町農業委員会委員選任に関する規則（案）と
いうことで、

第2条でいいますと、推薦及び募集の方法

第3条でいいますと、推薦及び募集の資格

第4条では、手続きが掲げています。

様式1 推薦（農業者等から）

様式2 公募（応募される方）

次に、推薦・公募によって、約1か月程度期間の後にあがってきます。

それに基づいて、候補者を評価して、こういう人たちでどうでしょうかという評価委員会を設置しなければなりませんので、その運営規則になります。すべて案という事で確認してください。

小竹町農業委員会委員候補者評価委員会運営規則（案）

任務として、第2条 評価委員会は、次の事項を行うものとする。

1 町長の求めにより、農業委員会等に関する法律の規定及び小竹町農業委員会委員の定数に関する条例に基づき、農業委員会委員候補者の評価を行い、町長に報告するものとする。としています。

評価委員は、農業委員会会長、副会長、副町長、農政環境課長、その他町長が必要と認める者、これでどうかという事で事務局で作成しています。

これに基づいて7名を選定していきまして、実際に議会に案としてあげていくようになります。

その次に、農業委員選任スケジュール及び実務（案）をご覧ください。

議案の上程から決定していくまでの流れを案としてまとめたものです。

12月8日 12月議会開会 議案を上程

12月20日 12月議案条例承認

2月号町報（広報等）推薦公募等のため、1月下旬には原稿をあげます。

2月20日 農業委員の推薦及び募集開始

3月6日 募集状況の中間発表（ホームページ等）

3月21日 農業委員の推薦及び募集の締切（1か月後）

候補者評価委員会を開催する準備をします。

3月22日 募集結果の公表

4月13日 農業委員候補者評価委員会（中旬）

4月14日 選任（案）についての町長決裁及び通知

5月22日 議案起案【農業委員の選任同意】

6月8日 6月議会開会

6月20日 6月議会にて議会の同意

新農業委員任命通知

6月30日 旧農業委員農業委員会総会開催通知

新農業委員農業委員会総会開催通知

7月10日 旧農業委員農業委員会委員会総会（定例会）

7月19日 旧農業委員任期満了

7月20日 新農業委員任期開始、臨時農業委員会開催、辞令交付、
各委員振り分け、研修会開催

とあくまでも案として考えております。

以上が、農業委員会の改正に伴う条例改正に関する説明でございます。

議長 この案件についてご質問はありませんか。

委員 評価委員の中に副町長とあるが、

事務局 副町長が選任されるという事ではなく、町長が任命するので、副町長がそれ
までに選任されなければ、職務代理者の総務課長になると思います。

議長 他にありませんか

全委員 (なし)

議長 ・平成28年度福岡県農業委員会研修大会について（1月20日）

事務局説明をお願いします。

事務局 当日は、事務局が送迎をいたします。

又、ご案内を送付いたします。

議長 この案件についてご質問はありませんか。質問が無いようですので、本案を
承認したいと思いますが宜しいでしょうか。

全委員 異議ありません。

議長 以上で全ての議案が審議されましたので、これで第28回総会を閉会いたし
ます。

上記は、12月9日開催の第28回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議
長並びに署名委員が署名する。

平成28年12月9日

議長 木原 剛

2番委員 大 安 美佐代

3番委員 塔 野 泰 治